

令和3年7月13日

「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」 に関する意見募集の実施について

この度、許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会における検討を踏まえとりまとめられました「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」についての意見募集を実施しますので、お知らせします。

1. 趣旨

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会における検討を踏まえ、令和3年7月9日に「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」がとりまとめられました。

これを踏まえ、別紙資料のとおり意見募集を行います。詳細については、意見募集要領を御覧ください。

2. 実施期間（予定）

令和3年7月14日（水）～令和3年8月3日（火）

3. 対象となる資料

「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」

4. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載又は文化庁著作権課若しくは総務省情報通信作品振興課における資料配布。

（※e-Govのリンクは以下のとおり）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（担当）

文化庁著作権課法規係

電話：03-5253-4111（内線2775）

Eメール：chosaku@mext.go.jp

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課流通調整係

電話：03-5253-5111（内線5739）

Eメール：rights_processing@soumu.go.jp

放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用 に関するガイドライン（案）

令和 3 年 月 日 策定
文化庁 著作権 課
総務省情報通信作品振興課

I. ガイドラインの趣旨・目的

- 「著作権法の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 5 2 号。以下「改正法」という。）による改正後の著作権法（以下「法」という。）第 6 3 条第 5 項では、権利者が、放送同時配信等を業として行っているなどの要件を満たす放送事業者（有線放送事業者を含む。以下同じ。）と、放送番組（有線放送番組を含む。以下同じ。）での著作物等の利用を認める契約を行う際に、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送（有線放送を含む。以下同じ。）に加え、放送同時配信等の利用も許諾したと推定する規定を新設した。
- この規定は、放送事業者から示された、放送番組に用いられる多様かつ大量の著作物等について、放送までの限られた時間内で異なる相手先と利用条件等について詳細な交渉を行うことが極めて困難であり、放送同時配信等の権利処理に当たっての負担となっているとの課題を踏まえたものである。この規定により放送と放送同時配信等の権利処理がワンストップ化され、放送同時配信等が円滑に実施されることが期待される。
- 他方、権利者からは、この規定により不利な条件での契約を強いられるのではないかとの懸念が示されている。本規定が有効に機能するためには、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われることが望まれるものであり、権利者側の懸念も十分踏まえながら、放送事業者と権利者が合意の上で一定のルールを形成する必要がある。
- 放送同時配信等の権利処理の円滑化に当たっては、視聴者・放送事業者・クリエイターを含む権利者の全てにとって利益となることが重要である。本ガイドラインは、こうした状況や規定の趣旨を踏まえ、規定の運用に当たって、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう、法第 6 3 条第 5 項についての解釈・運用の指針を示すことを目的とする。
- なお、本ガイドライン策定後も実際の運用状況を踏まえて必要な見直し・改訂を行うこととする。

II. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項

- 著作権法上、著作物等を利用する場合には、基本的に権利者に許諾を得る必要があり、放送同時配信等での利用に当たっても、その旨を明示して許諾の交渉を行うこと

が原則である。

- 他方、例えば、放送までの時間が限られており、放送番組での著作物等の利用の契約に際して、やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等が想定される。このような場合の権利処理を円滑にするため、法第63条第5項が設けられたものである。
- 権利者側が、放送同時配信等において、自身の著作物等が利用されているかを逐一把握することは困難であるため、仮に上記のような事情が無い場合には、放送事業者は、原則に立ち返って、放送同時配信等で用いることを明示して契約を締結する必要がある。
- また、本規定は利用範囲が不明確な契約を推奨する趣旨で設けられたものではないことから、上記のような事情がある場合でも、可能な限り、利用範囲を明示して許諾の交渉を行うことが望まれる。
- 加えて、契約に当たっては、放送事業者において以下の点に留意する必要がある。
 - ・ 諸事情により、契約と放送同時配信等を行うまでの間に余裕ができた場合には、再度契約内容について確認を行うことが望ましいこと。
 - ・ 一度契約を締結した場合でも、利用範囲を明確にするため、必要に応じて権利者に対して確認を行って契約を締結し直すなど、柔軟に対応することが望ましいこと。
- なお、放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。
- また、権利者側においても、放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、事後的なトラブルを回避する観点からも、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要がある。
- なお、例えば、書面（メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録を含む。以下同じ。）により利用範囲を明らかにして契約を締結する場合や、集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、契約時点で放送同時配信等での著作物等の利用の有無が明確になっていると考えられるため、本規定の適用はないものと考えられる。

Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について

- 法第63条第5項の許諾の推定に関する具体的な条件や留意事項は以下のとおりとする。

1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項

- 法第63条第5項の適用に当たり、放送事業者側に求められる条件・留意事項は、次のとおりである。
 - ① 放送同時配信等を業として行っていること又は放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組を供給していること。[法令上のルール]
 - ② ①の事実を権利者が把握することができるよう、放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行っている放送番組の名称、時間帯や期間、配信プラットフォーム（ウェブサイトやアプリケーション）を公表していること。

放送事業者が放送同時配信等事業者を通じて放送同時配信等を行っている場合には、放送同時配信等事業者のホームページにおいてこれらの情報を掲載し、かつ、当該ホームページのリンク又はURLを、放送同時配信等の実施状況に関するものであることを明示して放送事業者のホームページ上に掲載し、公表することも可能であること。[法令上のルール]
 - ③ 利用の許諾の際に放送のみを行う（放送同時配信等を実施しない）旨を明示していないこと。なお、単に放送を行う旨を伝えただけでは、放送のみを行う（放送同時配信等を実施しない）旨を明示したことに当たらないこと。[解釈上のルール]
- なお、番組制作会社など、①及び②の要件を満たす放送事業者から委託を受けて放送番組を制作する者が、③の要件を満たしつつ権利者と契約を行う場合も対象となると考えられる。
- 許諾交渉に当たっては、事後的なトラブルを回避する観点から、少なくとも次の点に留意する必要がある。
 - ・ 権利者側が、放送同時配信等での著作物等の利用に当たり、同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において明確に拒否する旨の意思表示をしていたなど、放送同時配信等を拒否する意思があると考えられる場合には、放送番組の契約時に、あらかじめ放送同時配信等での使用の可否を明確に確認すること。
 - ・ 対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。
 - ・ 放送等を行う予定日時を明確に権利者に提示すること。
- 同様に、事後的なトラブルを回避する観点からは、可能な限り書面で契約を行うことが望ましい。特に、契約から放送までの間に時間的余裕がある場合、放送同時配信等を行おうとする放送事業者は、権利者に対して明示的に放送同時配信等での著作物等の利用の旨を伝える必要があり、その際、書面など明確に記録に残る方法で契約を締結することが望ましい。

- このほか、放送事業者側においても、権利者側の「別段の意思表示」の有無について、留意することが重要である。

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方

- 法第63条第5項では、権利者が「別段の意思表示」を行った場合には当該意思表示が優先し同項は適用されないこととされている。上述のとおり、権利者が放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、事後的なトラブルを回避する観点から、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要がある。
- 「別段の意思表示」に当たり、権利者側に求められる条件・留意事項は、次のとおりである。
 - ① 「別段の意思表示」は許諾時に行うこと。[法令上のルール]
 - ② 書面で契約を行う場合、「別段の意思表示」も書面で行うこと。仮に、書面によらない契約を行う場合でも、事後的なトラブルを回避する観点から「別段の意思表示」の内容を明確に記録に残したうえで当事者で共有することが望ましいこと。[運用上のルール]
 - ③ 「別段の意思表示」は、放送同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、放送同時配信等を行うに当たっての条件等を伝える意思表示が含まれること。[解釈上のルール]
- 仮に権利者が放送同時配信等を許諾する権原を有していない場合には、放送事業者においてその事実を把握することが困難であるため、放送までの時間が限られていたり、放送事業者から提示された利用範囲が不明確である場合等を除き、契約時にその旨を放送事業者に伝える必要があると考えられる。
- 権利者側において「別段の意思表示」が行われた場合は、それが契約時に行われたことが明確となるよう、例えば、「別段の意思表示」も含め単一の書面で契約を取り交わすことが望ましい。
- なお、放送及び放送同時配信等の使用料について、事前に権利者側で基本となる料金を設定している場合には、これを放送事業者に対してあらかじめ周知し、又は許諾交渉にあたって示す必要があり、認識を共有することで、許諾の際に使用料に応じた利用範囲が明確となり、事後的なトラブルの回避にも有効であると考えられる。

IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について

- 「Ⅱ. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項」、「Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について」の内容に留意すれば、事後的なトラブルなく関係者において安心して契約

を締結することが可能となると考えられるが、「推定する」という規定の性質上、権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合の対応についても考える必要がある。

- 権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、放送同時配信等の差止めを行うためには、放送同時配信等が終了する前に主張する必要がある。
また、放送同時配信等の終了後、当事者間の協議等の結果、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、適切な額による金銭的な解決を基本とすることが想定される。
- このように放送同時配信等の前後により可能な対応が異なることが想定されるため、当事者において放送等を行う予定日時を明確に確認しながら契約を締結することが望ましい。

V. その他（留意事項）

- 本規定は、改正法の施行日（令和4年1月1日）以後の契約について適用されるため、施行日以前に締結された契約に基づく著作物等の利用については、本規定に基づく推定の効力は及ばない。
もともと、過去に放送（リピート放送を含む。）やオンデマンド配信の許諾を包括的に得ていた場合などに、その契約解釈として、リピート放送の放送同時配信等を許諾したと認められることも有り得ると考えられる。
- 許諾の推定規定や本ガイドラインについて、文化庁・総務省のみならず、推定の効果を楽しむ放送事業者や契約の相手方となる権利者においてもその趣旨・内容について積極的な周知に努める必要がある。
また、実際に権利者と許諾の交渉を行う主体が、放送事業者から委託を受けた番組制作会社である場合も考えられることから、放送事業者においては、委託の際に番組制作会社に対しても積極的な周知に努める必要がある。

意見公募要領

1 意見公募対象

放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）（文化庁著作権課・総務省情報通信作品振興課）（以下「許諾推定規定ガイドライン案」といいます。）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会における検討を踏まえ、令和3年7月9日に許諾推定規定ガイドライン案が取りまとめられました。本案について令和3年7月14日（水）から同年8月3日（火）までの間、広く意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄、文化庁及び総務省ホームページの「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見送付要領

（1）意見提出の方法

（2）の記載事項を記入の上、以下のいずれかにより御提出ください。

下記（ア）の場合は、意見提出フォームにて、下記（イ）（ウ）のいずれかの場合は、別紙3「回答様式」にて、意見提出期限までに提出してください。

なお、電話・FAXによる御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

（ア）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（イ）により提出してください。

（イ）電子メールを利用する場合

・電子メールアドレス

文化庁著作権課：chosaku_atmark_mext.go.jp

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課：rights_processing_atmark_soumu.go.jp

※e-Gov上の「関連資料、その他」に掲載されている「回答様式」のファイルにご意見を御記入の上、送付ください。

※「回答様式」中、回答欄が足りない場合は、適宜回答欄を広げていただいて構いま

せん。

※判別のため、件名は【許諾推定規定ガイドライン案への意見】と御記載いただきますようお願いいたします。

※添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

(ウ) 郵送する場合

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁著作権課法規係 宛

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
総務省情報流通行政局情報通信作品振興課流通調整係 宛

※e-Gov 上の「関連資料、その他」に掲載されている「回答様式」のファイルにご意見を御記入の上、送付ください。

※別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 記載事項

以下の事項を記載の上、上記(1)の方法に基づいて御提出ください。

- ・個人／団体の別
- ・氏名／団体名及び代表者の氏名
- ・住所／主たる事務所の所在地
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・各項目(※1)に関する具体的な御意見

(※1) 許諾推定規定ガイドライン案に基づき、以下の項目名に沿って御意見を御記入ください(御意見のない項目については、空欄で構いません)。

(※2) 提出意見は必ず日本語で記入してください。

【項目名】

- I. ガイドラインの趣旨・目的
- II. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項
- III. 許諾の推定に係る条件等について
 - 1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項
 - 2. 権利者側の別段の意思表示の在り方
- IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について
- V. その他(留意事項)

5 意見提出期間

令和3年7月14日(水)から同年8月3日(火)まで

(郵送の場合、締切日の消印有効)

6 留意事項

- ・同一人物又は同一団体による同一意見が複数あった場合には、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局 情報通信作品振興課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に

不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

文化庁著作権課法規係

電話：03-6734-2775

FAX:03-6734-3813

Eメール：chosaku_atmark_mext. go. jp

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課流通調整係

電話：03-5253-5739

FAX：03-5253-5740

Eメール：rights_processing_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

回答様式

1. 個人/団体の別を御記入ください。 【必須】

2. 氏名/団体名を御記入ください。 【※団体は回答必須】

3. 住所/事務所所在地を御記入ください。 【※団体は回答必須】

4. 電話番号を御記入ください。 【※団体は回答必須】

5. メールアドレスを御記入ください。 【※団体は回答必須】

6. 御意見について

I. ガイドラインの趣旨・目的 【任意】

Ⅱ. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項 **【任意】**

Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について

1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項 **【任意】**

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方 **【任意】**

IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について **【任意】**



V. その他（留意事項） **【任意】**

Blank area for additional notes or remarks.